

調布市教育委員会要綱第16号

調布市教育委員会教育長の交際費の支出及び公表に関する要綱を次のように定める。

平成27年9月18日

調布市教育委員会教育長の交際費の支出及び公表に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の交際費の適正かつ公正な支出及び公表について、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、「交際費」とは、教育長が調布市教育委員会を代表し、調布市の教育行政の運営に必要な外部との交際を行う際に特に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

第3 支出範囲

交際費の支出は、その相手方や内容が相当であり、かつ、その金額が社会通念上妥当であると認められる範囲内で行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、宗教団体及び政党その他の政治団体又はそれら団体の支部に対しては、交際費は支出しない。

第4 支出項目等

交際費の支出項目、基準額等は、別表第1に定めるところによる。

- 2 弔慰に係る交際費の対象となる者の範囲及び内容は、別表第2に定めるところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めた場合は、交際費を支出することができる。

第5 報告書の作成

教育部教育総務課長（以下「教育総務課長」という。）は、月ごとの交際費の支出にあつては教育長交際費支出報告書（第1号様式）を翌月の10日までに、年度ごとの交際費の支出にあつては教育長交際費決算報告書（第2号様式）を当該年度終了後、速やかに作成するものとする。

第6 公表

教育総務課長は、第5の規定により作成した教育長交際費支出報告書に基づき、速やかに交際費の支出の状況を公表するものとする。

第7 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年4月分から公表する。

別表第1（第4関係）

1 渉外・接遇的経費

支出項目	支出基準額	主な支出内容
渉外・接遇的経費	実支出額と1万円とのいずれか低い額	他の教育委員会や公共的団体等との渉外又は接遇に要する経費

2 儀礼的経費

支出項目	支出基準額	主な支出内容
慶祝経費	実支出額と1万円とのいずれか低い額	お祝いに要する経費
弔慰経費	供花料にあつては実支出額，供花料以外の支出にあつては実支出額と1万円を超えない範囲で別に定める額とのいずれか低い額	別表第2内容の欄に定めるものに要する経費
見舞い経費	実支出額と5千円とのいずれか低い額	病気，災害，事故等の見舞に要する経費

3 会費的経費

支出項目	支出基準額	主な支出内容
公共的団体等が主催する行事等	会費その他の出席に要する費用として主催する団体が定めた額	総会，祝賀会，懇親会等の会費又は会費に相当する経費

別表第2（第4関係）

弔慰に係る交際費の対象の範囲及び内容

区分	続柄	内容
現職教育委員	本人	供花，香典
	実父母・配偶者・子	香典
元教育委員・元教育長	本人	供花，香典
現職市議会議員	本人	供花，香典
	実父母・配偶者・子	香典
元市議会議員	本人	香典
現職学校長	本人	供花，香典
	実父母・配偶者・子	供花，香典
元学校長	本人	香典
現職副校長	本人	供花，香典
	実父母・配偶者・子	香典
現職教職員（市費負担職員を除く）	本人	供花，香典
児童・生徒（原則として，事件・事故に起因するもの）	本人	香典
多摩地区現職教育委員・教育長	本人	香典（参列時のみ）
現職社会教育委員の会議議長	本人	供花，香典
現職社会教育委員	本人	香典
現職健全育成推進各地区委員会会長	本人	供花，香典
現職学校開放運営委員会委員長	本人	香典
現職PTA連合会役員	本人	香典
現職公民館運営審議会委員	本人	香典
現職図書館協議会委員	本人	香典
現職文化財保護審議会委員	本人	香典
現職武者小路実篤記念館財団役員	本人	香典
調布市の教育行政に功労があった者等，教育長が特に必要と認める者	本人	ケースによる

第1号様式（第5関係）

年 月 日作成

年度 月分

教育長交際費支出報告書

番号	執行日	項目名	内 容	資金前途額	支 出 額	当月資金 前途残額	予算残額
				円	円	円	円
				当月分合計			
				年度累計			

第2号様式（第5関係）

年 月 日作成
年度分

教育長交際費決算報告書

- 1 当初予算額 円
- 2 支出済額 円
- 3 予算残額 円
- 4 執行率 %
- 5 その他

区分	件数	金額	構成比
渉外・接遇的経費	件	円	%
儀礼的経費			
会費的経費			
その他の経費			
合計			